

令和2年4月14日

保護者の皆さまへ

姫路市長 清元 秀泰

保育所・認定こども園は「特別保育」に移行します

保護者の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に、ご理解とご協力を賜りありがとうございます。

本市では、国の緊急事態宣言や兵庫県の対処方針を踏まえて、保護者の皆さまに、各園を通じ、保育所等の利用（登園）の自粛を要請してまいりました。

しかしながら、本市においては、感染経路が分からない事案が発生し、予断を許さない状況が続いていることから、4月14日、「姫路市緊急事態宣言」を発表するに至りました。

その中で、保育所・こども園は、同一空間での「密集」「密接」を避けることが難しいことを踏まえ、子どもたちの命を守るために、4月17日（金）から5月6日（水）までの間、特別な事情がある場合に限って保育の受入れを行う「特別保育」に移行することとしました。

具体的には、原則として家庭での保育を強く要請するとともに、医療従事者等の社会生活を維持するために就業を継続することが必要な方など、真にやむを得ないご事情がある場合（※）に限り、申し出により保育を行います。

（所定の申出書を園にご提出ください）

（※）以下の場合を対象とします。

- ① 社会生活を維持する上で必要な業務に従事する必要がある方
- ② 運営の継続が求められている社会福祉施設等で従事する必要がある方
- ③ その他、真にやむを得ない事情がある場合
（例えば、上記①②には該当しないが、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、保護者の疾病や看護、介護、多児育児等で家庭での保育がどうしても困難な場合など）

上記①②の具体的な対象は、兵庫県の緊急事態措置の内容に準拠しています。
詳しくは、別表をご覧ください。

保護者の皆さまには、「大切な子どもの命は自分たちの手で守る」ことを基本に行動をお取りいただきますようお願いいたします。

本市は、人の命を最優先に、迅速な対応を行ってまいります。ご不便をおかけしますが、この難局を乗り越えるために、皆さまのご理解とご協力を切にお願いいたします。

【別表】

① 社会生活を維持するうえで必要な施設

施設の種類	内訳
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを含む）
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	工場、作業場等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

② 社会福祉施設等

施設の種類	内訳
社会福祉施設等	保育所、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 等
	介護老人保健施設その他これに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

[参考] 兵庫県ホームページに、上記の詳しい内容が掲載されています。

「兵庫県内の事業者の皆様への新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等のお願い」

